

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

区分	申請
法令区分	条例
法令名	帯広市ポロシリ自然公園条例
根拠条項	第9条
許認可等の名称	自然公園の使用料の還付
法令に定められている事項	(使用料等の不還付) 第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が、特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。
基準の設定	設定
審査基準	帯広市ポロシリ自然公園条例施行規則第5条に定めるとおり。 第5条 条例第9条ただし書の規定による使用料等の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。 (1) 使用者(条例第7条の使用者をいう。以下同じ。)の責に帰することのできない理由により使用不能となった場合 (2) 条例第10条第1号の規定に該当して使用の許可を取り消した場合
標準処理期間の設定	設定
標準処理期間	20日程度
申請先等	経済部観光交流室観光交流課観光係 65-4169
作成日又は最終更新日	令和3年3月16日
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

区分	申請
法令区分	条例
法令名	帯広市ポロシリ自然公園条例
根拠条項	第14条
許認可等の名称	特別施設の設置等の許可
法令に定められている事項	(特別施設の設置等) 第14条 自然公園の使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
基準の設定	設定
審査基準	特別の設備又は特殊物件とは次のものをいう。 (1) 即時の設置又は撤去が容易ではないもの (2) 火気器具等(ただし屋外へ設置又は搬入するものを除く。) 次のすべてに該当する場合に特別施設の設置等を許可する。 (1) 特別施設の設置等が必要と考えられる十分な理由が認められるとき (2) 自然公園の管理運営上の問題がないとき (3) 災害等の発生時、円滑な避難の妨げにならないとき
標準処理期間の設定	設定
標準処理期間	20日程度
申請先等	経済部観光交流室観光交流課観光係 65-4169
作成日又は最終更新日	令和3年3月16日
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

区分	申請
法令区分	条例
法令名	帯広市ポロシリ自然公園条例施行規則
根拠条項	第4条
許認可等の名称	減額登録団体の登録
法令に定められている事項	(登録団体の申請) 第4条 前条第1項第2号ウに規定する減額登録団体は、観光の普及振興に寄与するものとする。 2 前項の減額登録団体の登録をしようとする者は、登録団体申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の申請について減額登録団体として決定したときは、減額登録団体決定書(様式第5号)により通知し、登録団体名を公示するものとする。 4 減額登録団体の登録有効期間は、登録された年度限りとする。
基準の設定	設定
審査基準	減額登録団体は次のいずれかに該当する団体とする。 (1) 観光協会又はこれに類する団体 (2) 観光庁の定める登録DMO又はその候補となり得る法人(候補DMO)として登録している団体 (3) 旅行業法に定める旅行業を営む団体
標準処理期間の設定	設定
標準処理期間	30日程度
申請先等	経済部観光交流室観光交流課観光係 65-4169
作成日又は最終更新日	令和3年3月16日
備考	